

財 務 省 第 11 入 札 等 監 視 委 員 会
平成 30 年度 第 4 回 定 例 会 議 議 事 概 要

開 催 日 及 び 場 所	令和元年 6 月 19 日（水） 四国財務局 606 会議室	
委 員	委員長 藤本 邦人 （アローズ法律事務所 弁護士） 委 員 安井 敏晃 （国立大学法人香川大学経済学部 教授） 委 員 久保 誉一 （監査法人トーマツ 公認会計士）	
審 議 対 象 期 間	平成 31 年 1 月 1 日（火）～ 平成 31 年 3 月 31 日（日）	
抽出案件	3 件	（備考）
競争入札（公共工事）	2 件	契 約 件 名：土庄税務署吉ヶ浦宿舍外壁改修工事 契 約 相 手 方：株式会社山装（法人番号 3500001004203） 契 約 金 額：5,011,200 円 契 約 締 結 日：平成 30 年 10 月 1 日 担 当 部 局：高松国税局
		契 約 件 名：平成 30 年度二軒屋住宅 2 号棟トイレその他改修工事 契 約 相 手 方：小松設備株式会社（法人番号 3480002008503） 契 約 金 額：11,998,800 円 契 約 締 結 日：平成 31 年 1 月 15 日 担 当 部 局：四国財務局
随意契約（公共工事）	—	—
競争入札（物品役務等）	1 件	契 約 件 名：平成 30 年度資料情報データエントリー委託業務（第 7 グループ） 契 約 相 手 方：シティコンピュータ株式会社（法人番号 6170001001487） 契 約 金 額：12,499,488 円 契 約 締 結 日：平成 30 年 4 月 2 日 担 当 部 局：高松国税局
随意契約（物品役務等）	—	—
応札（応募）業者数 1 者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【案件１】 「土庄税務署吉ヶ浦宿舍外壁改修工事」 契約相手方：株式会社山装 （法人番号 3500001004203） 契 約 金 額：5,011,200円 契約締結日：平成30年10月１日 担 当 部 局：高松国税局 初回入札では落札とならず、その後再度入札を２回行い合計３回目の入札で落札となっているが、事業の人件費や原材料単価が上がっていたためではないか。予定価格の算定にはそういった市場を反映させているか。 修繕を行うタイミングはどのように決定しているか。 宿舍は最大で築後何年まで使用するのか。 宿舍の入居率はどうか。 【案件２】 「『平成30年度二軒屋住宅２号棟トイレその他改修工事』」 契約相手方：小松設備株式会社 （法人番号 3480002008503） 契 約 金 額：11,998,800円 契約締結日：平成31年１月15日 担 当 部 局：四国財務局	予定価格の算定には市場単価等をまとめた市販本等も活用し、市場の状況や実勢価格を反映させた適正な価格になっていると認識している。 当局で維持・管理している、いわゆる「省庁別宿舍」は、今回の案件となった吉ヶ浦宿舍を含め、４宿舍・１寮の合計５施設がある。それぞれの施設は、建築年次が異なるため、通常は建築年次の古い順に各施設の改修工事を行うことになるが、建物の経年劣化は、それぞれの施設の立地条件や気候などにも左右されることから、一概に建築年次の古い順に改修工事を行うわけではない。改修工事を行うか否かの判断に当たっては、建物の経年を参考にすることに加え、建物現物の状況を見て検討することとなる。 なお、本件の外壁は複層仕上げ材による塗装であったことから、更新基準に照らせば、概ね20年が更新の目安であるが、吉ヶ浦宿舍は平成５年３月竣工のため経年25年目の修繕となる。 最大何年まで使用するという決まりはないが、だいたい築50～60年ぐらいで建替えが必要と考える。しかしながら御承知のとおり、昨今の厳しい財政状況から、公務員宿舍の新築は困難であるため、築50～60年を超えても、使える限り使用することになるものと思われる。 手元に資料が無いため正確な数値ではないが、おおむね８割程度であったと記憶している。正確な数字は、次回定例会議で回答する。

今回２号棟だけを改修した理由は。 １回目で高い入札金額であった者が２回目でかなり下げている理由は。 【案件３】 「平成30年度資料情報データエントリー委託業務（第７グループ）」 契約相手方：シティコンピュータ株式会社 （法人番号 6170001001487） 契 約 金 額：12,499,488円 契約締結日：平成30年４月２日 担 当 部 局：高松国税局 データエントリー業務はどのような目的で行うのか。 コスト削減に努めているか。 派遣社員を雇う等して、外注を行わずにデータエントリー業務を行うことは検討しているか。 国外の事業者が入札に参加することは可能か。	二軒屋住宅には４棟あり、２号棟は築53年経過しているが、他の３棟は築35年から37年でそこまでは陳腐化しておらず、和式トイレということでもなかったためである。 事情の把握はしていないが、１回目の後、最低入札金額を知らせているため、どうしても工事を取りたかったためだと思われる。 提出された法定調書等の情報を国税総合管理システムに入力し、調査・徴収事務に活用するためである。 紙媒体で提出された資料せんはデータ化が必要になるためデータ化の必要がないe-taxや光ディスクによる提出を推奨している。 なお、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべき支払調書の枚数が多い場合はe-tax又は光ディスクによる提出を義務付けており、その基準を令和３年１月提出分より従来の1,000枚以上から100枚以上に引き下げ、データでの提出を拡大することでコスト削減に努めている。 データエントリー業務を行うためには、新たな設備投資や人件費が必要となるため実現は難しい。 本件調達には政府調達案件であり、公正、機会均等及び経済性という制度の趣旨から国内外を問わず、参加資格を満たせば入札への参加は可能である。 しかし、入札参加資格に情報セキュリティの資格を求めていることや、搬送業務においてコストデメリットが懸念されるため、現在のところ国外事業者の入札参加はない。
--	--